

公共工事品質確保に関する議員連盟総会 国土交通省説明資料

(令和4年2月24日)

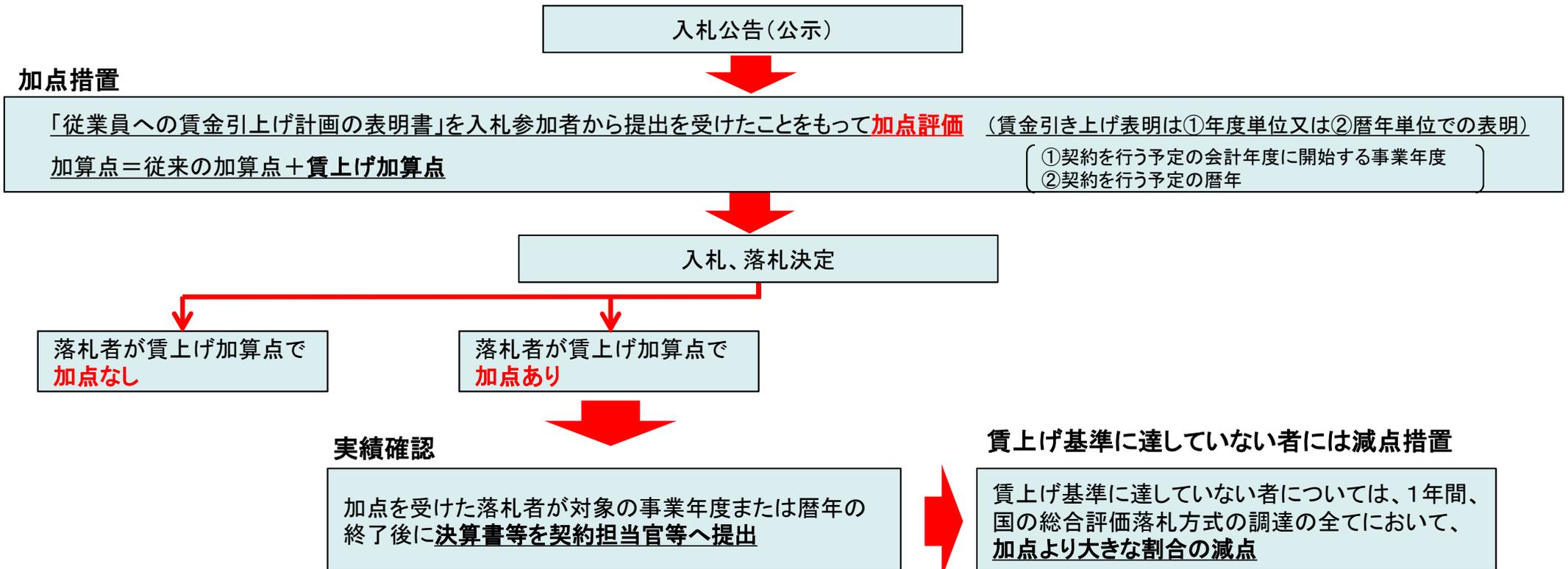
- 総合評価落札方式における賃上げを実施する
企業に対する加点措置に係る運用について ----- p2
- 労務単価・技術者単価の見直しについて ----- p8
- 公共工事の円滑な施工確保の徹底について ----- p13
- 平準化等の取組について ----- p18

総合評価落札方式における賃上げを実施する 企業に対する加点措置に係る運用について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

加点イメージ(工事の場合の例)

加算点の合計の5%以上となるよう加点の配点を設定 例：加算点が従来40点満点の場合：3点 (3点/43点=約7%)

■加算点の配点例 (国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用ガイドラインにおける「施工能力評価型II型」の例)

評価項目		評価基準	配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事实績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
70点以上75点未満		2点			
70点未満	0点				
表彰(同じ工種区分の過去2年間の工事を対象)	表彰あり	4点	4点		
表彰なし	0点				
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事实績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	8点	8点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	4点	
		同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点		
	同じ工種区分の 4年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
70点以上75点未満		2点			
70点未満		0点			
表彰 *同じ工種区分の過去4年間の工事を対象	表彰あり	4点	4点		
表彰なし	0点				

賃上げを実施する企業に対する加点

3点

賃上げ実績の確認の運用等について

○賃上げ実績の確認において、標準的な方法とされている「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができるとされているところ。

○賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、具体的な確認書類の提出方法、「同等の賃上げ実績」と認めることができるかの現時点における考え方についての運用を整理。

○確認書類の提出方法

- ・賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明させることも可能。

○「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- ・中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- ・各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- ・通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能。（具体例は次頁）

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するもの。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

- ・継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。
⇒ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
- ・定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる者を除いて評価する。
⇒雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
- ・計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。
⇒働き方改革の推進、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応
- ・災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じ支給する一時金や賞与等を除いて評価。
⇒災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

○通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

- ・一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
- ・外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない

労務単価・技術者単価の見直しについて

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格**を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額**や**義務化分の有給休暇取得に要する費用**のほか、**時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置**※を適用

※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全 国

主要12職種※ (19,734円) 令和3年3月比；+3.0% (平成24年度比；+57.6%)

全 職 種 (21,084円) 令和3年3月比；+2.5% (平成24年度比；+57.4%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

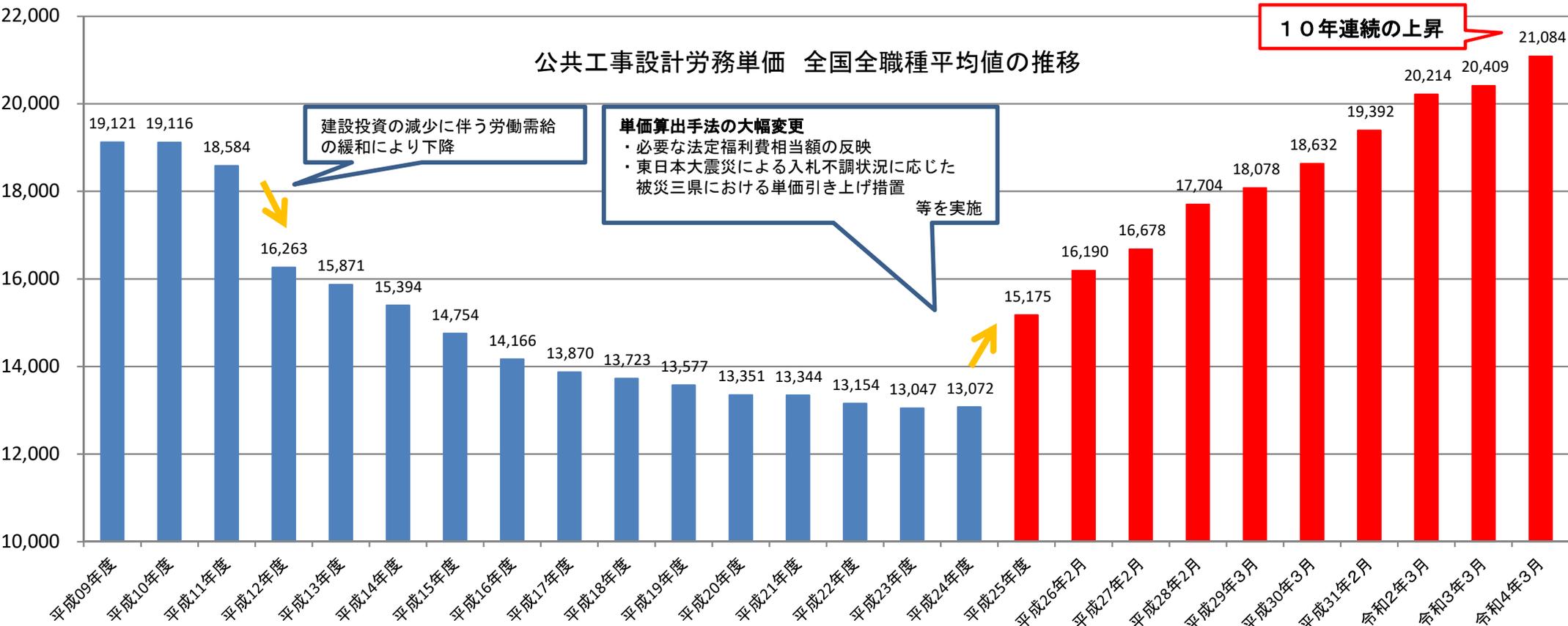
(主要12職種)

職種	全国平均値	令和3年度比	職種	全国平均値	令和3年度比
特殊作業員	23,103円	+4.4%	運転手(一般)	20,797円	+4.0%
普通作業員	19,538円	+3.1%	型枠工	26,246円	+2.3%
軽作業員	14,999円	+1.2%	大工	25,156円	+1.9%
とび工	25,512円	+1.5%	左官	24,839円	+2.8%
鉄筋工	25,801円	+3.3%	交通誘導警備員A	14,873円	+3.7%
運転手(特殊)	23,979円	+4.4%	交通誘導警備員B	12,957円	+3.2%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+57.4%

令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について

1. 設計業務委託等技術者単価とは

- 設計業務委託等技術者単価は、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託（コンサルタント業務・測量業務等）の積算に用いるための単価。
- 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、20職種の単価を設定。

2. 令和4年度技術者単価の概要

	対前年度比	(H24比)
【全職種平均】 <u>42,195円</u>	<u>+3.2%</u>	<u>(+35.0%)</u>

(内訳)		対前年度比	(H24比)
設計業務	平均 50,100円	+1.3%	(+30.7%)
測量業務	平均 35,820円	+5.2%	(+57.9%)
航空・船舶関係業務	平均 40,000円	+3.7%	(+31.8%)
地質調査業務	平均 38,033円	+5.3%	(+39.5%)

<設定のポイント>

- 時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映
- 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置※を適用

※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

(参考)近年の技術者単価の伸び率(全職種平均)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	(H24比)
全職種:	+1.2%	+3.2%	+4.7%	+3.8%	+3.1%	+3.0%	+3.7%	+3.1%	+1.6%	+3.2%	(+35.0%)

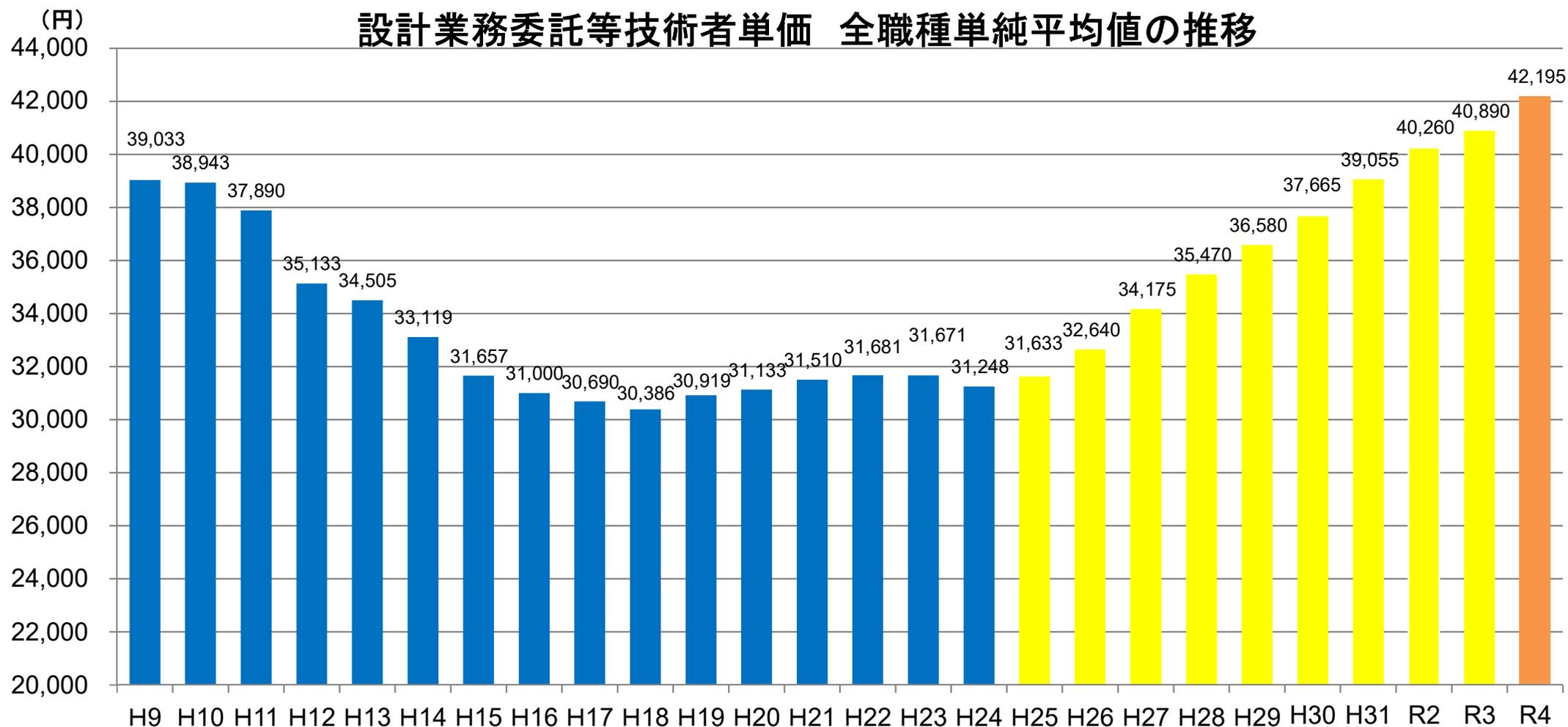
令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ **全職種平均 42,195円 R3年3月比 ; +3.2%**
(平成24年度比+35.0%)

設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移



公共工事の円滑な施工確保の徹底について

低入札価格調査基準の計算式の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

- 令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
 「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

現行

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～9.2/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



R4.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～9.2/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.68

上記の合計額 × 消費税

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

一般管理費等率の改定

○ 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$	7.47%

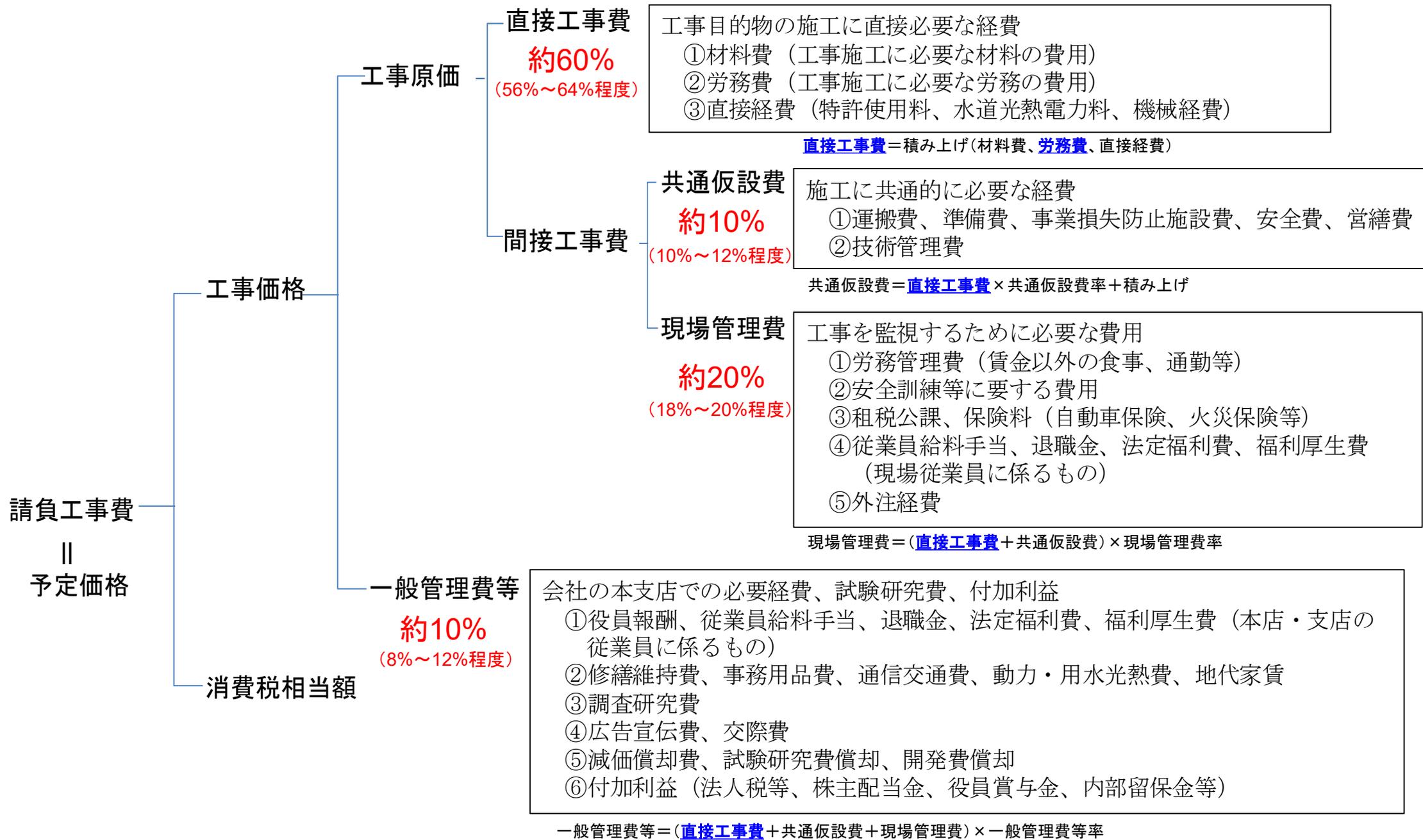
【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$	9.74%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

(参考)公共土木工事の積算体系



⇒ 予定価格 = (直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費等) × 消費税

※赤字は一般土木工事の標準的な構成割合 16

設計業務等標準歩掛の改善について

<主な例>

■ 道路詳細設計 (A) (改定)

- 前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、道路詳細設計 (A) 歩掛改定を行う

■ 補強土詳細設計 (改定)

- 最新の技術基準に対応するために、補強土詳細設計の歩掛を改定

■ 橋梁詳細設計 (改定)

- 最新の技術基準に対応するために、橋梁詳細設計の歩掛を改定

■ 測量業務 航空レーザ測量 (地図情報レベル500) (新規制定)

- 縮尺1/500相当の道路管理台帳等で使用する、航空レーザ測量の歩掛を新規制定。

■ 地すべり調査 地下水位測定 (新規制定)

- 地すべり調査において、地下水位を監視するために実施する、地下水位観測の歩掛を新規制定。

■ 地質調査業務 地すべり調査 (改定)

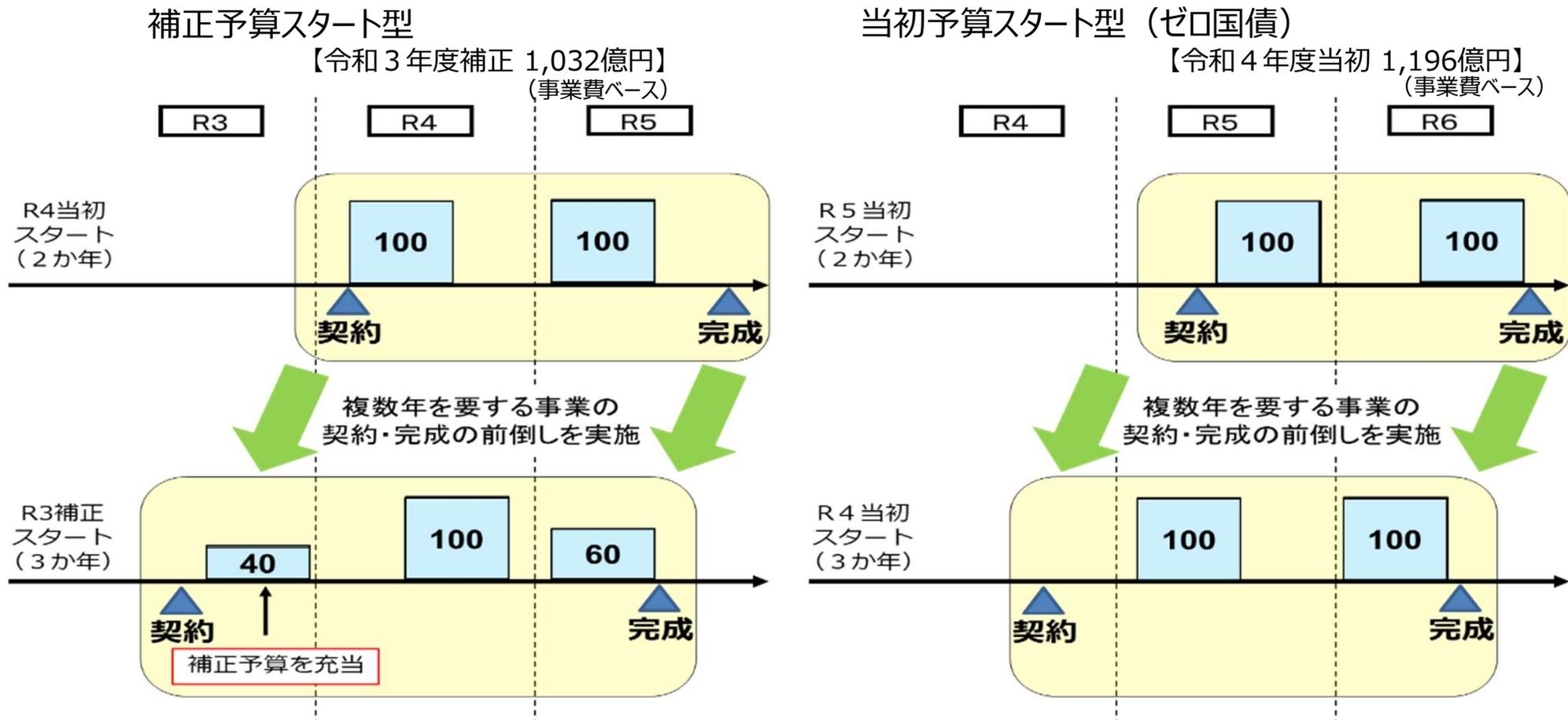
- 前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、地すべり調査の歩掛を改定

平準化等の取組について

「事業加速円滑化国債」等について

- 現行の単年度の補正予算では、1度目の繰越をしたとしても、工期が最大で1年程度となり、5か年加速化対策に含まれる、河川の樋門・樋管や排水機場、橋梁、トンネルの整備等の複数年にわたる工期が必要な事業の実施が困難。
- このため、令和3年度補正予算においては、従来の当初予算で充当する国債（国庫債務負担行為）と異なり、補正予算からスタート・支出する「事業加速円滑化国債」を設定。
- これに加えて令和4年度当初予算においても、特に入札契約手続きに長期間を要する事業等に対応するため、「事業加速円滑化国債」を設定。
- これらにより、大規模事業等の契約・完成の前倒し、計画的な事業の執行、事故繰越の縮減等の効果が見込まれる。
- その他、平準化等に資する国債を令和4年度当初予算において約9,700億円（国費ベース）設定。

■事業加速円滑化国債のイメージ



事故繰越申請に当たって必要な提出書類について

R4.1

事故繰越申請に当たって必要な提出書類については、「繰越（翌債）事務手続について」（平成22年1月15日付事務連絡第22号）により、**（1）繰越計算書（事項別内訳表を含む）、（2）理由書、（3）審査表、（4）その他財務省、財務局等の審査に必要な書類**を提出することとしているところですが、「（4）その他財務省、財務局等の審査に必要な書類」の具体的な提出書類について、以下のとおり例を示すので、参考にいただければと思います。

○その他財務省、財務局等の審査に必要な書類

①工程表・・・理由書に網羅的に記載されている場合は省略可

②**事故事由を確認できる書類（※）**

③支出負担行為を確認できる書類

（直轄事業の場合）

・契約関係書類（写）・・・請負、委託等の場合（契約日付及び契約金額がわかるページのみで可）

（補助事業の場合）

・交付決定通知書（写）・・・補助金、負担金、交付金等の場合（交付決定日付及び交付額がわかるページのみで可）

④明許繰越し（翌債）承認時の関係書類（前年度に明許繰越し（翌債）を行っている場合）

・箇所別調書及び理由書（写）・・・事項名、箇所名及び繰越事由がわかるページのみで可

理由書において、工程や避け難い事故等の発生過程が明確に記載されている場合は省略可

（※）②事故事由を確認できる書類 については、事故事由が様々であり統一的に例を示すのは困難であるが、事案に応じて真に必要な書類を最小限添付すれば良いので、以下のようなケースでは次のような書類を添付することが考えられます。

<p>例1 異常気象等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・平面図 ・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。） ・新聞やインターネットの記事 （理由書の事故事由を補足するために必要な場合に限る。） ・異常気象の発生を客観的に示す気象データ 	<p>例3 住民・地権者等関係者との調整等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元住民や自治体との調整等経緯の記録 （理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）
<p>例2 工事現場等での障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・平面図 ・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。） ・地元住民や自治体との調整等経緯の記録 （理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。） 	<p>例4 請負業者の倒産等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負業者の倒産した事実がわかる書類 ・新聞やインターネットの記事 （事実を補足するために必要な場合に限る。）
	<p>例5 他事業・他機関等との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事打合せ記録・中止指示書・再開指示書 （理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）

事故事由の確認や審査の効率化に資するため、各財務局において別途書類を徴取している場合がありますので、実際の事故繰越しの申請に当たっては、各財務局にご確認いただければと思います。